

2025年度(第1回)四国女子シニアゴルフ選手権競技

競技規定(案)

主催：四国ゴルフ連盟

SGU SHIKOKU GOLF UNION

期 日 : 6月24日(火) 25日(水)
場 所 : 四国カントリークラブ
〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字岡ノ上 200 TEL.0883-52-3115

1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : 6月24日(火) 第1ラウンド 18ホールストロークプレー
6月25日(水) 第2ラウンド 18ホールストロークプレー

※本競技は“18ホール終了”をもって成立とし、2日間で36ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。

4. タイの決定 : 36ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。
プレーオフの実施が不可能な場合は、マッチングスコアカード方式により優勝者を決定する。
いずれかについては第1ラウンドの朝までに掲示板で告知する。

5. 特定の用具の使用制限 : (a)適合ドライバーヘッドリスト:ローカルルールひな型G-1を適用する。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
(b)溝とパンチマークの仕様:ローカルルールひな型 G-2を適用する。
ストロークを行う時、プレーヤーは2010年1月1日に施行された用具規制の溝とパンチマークの仕様に適用するクラブを使わなければならない。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行った罰:失格
(c)適合球リスト:ローカルルールひな型G-3を適用する。
このローカルルールの違反の罰:失格
注:適合クラブと球の更新されたリストは www.randa.org で閲覧できる。

注意:本競技に参加するすべての競技者は、自分が使用する用具の適合性に責任がありゴルフ規則と適用されるローカルルールへの自分の用具の適合性を事前に確認しておくべきである。

6. 移動 : 正規のラウンド中の移動については、共用のゴルフカート及びコース内備え付けの移動用機器の使用を認める。
7. キャディー : プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。
このローカルルールの違反の罰:プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。
8. 競技終了時点 : 本競技は、競技委員長の成績発表があった時点をもって終了したものとみなす。
9. 参加資格 : 昭和50年(1975年)12月31日以前に誕生の女子アマチュアゴルファー(出生時)で、WHSハンディキャップインデックスを所持し、次のいずれかに該当する者に参加資格を付与する。
(1)連盟加盟倶楽部に所属する会員
(2)四国在住のノンクラブメンバー
(3)SGU特別承認者
注:競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

10. 表 彰： 優勝～3位タイ
賞品 4位～10位 その他5位飛び賞を設け該当者には賞品を贈る。
(タイはマッチングスコアカード方式により決定する。)
11. 参 加 申 込： ≪加盟倶楽部会員≫
参加希望者は、参加料を添えて所属倶楽部に申し込むこと。
申し込みを受けた倶楽部は、所定の申込書に記入し参加料を添えて連盟へ申し込むこと。
申込み用紙はFAX、参加料は下記指定口座へ振り込むこと。
振込先： 四国ゴルフ連盟 口座番号 伊予銀行本店 (普)1657319
ファックス番号 089-990-3261
≪ノンクラブメンバー≫
参加希望者は、申込書に参加料とハンディキャップ証明書を添えて現金書留で四国ゴルフ連盟まで申し込むこと。
送付先： 〒790-0921 松山市福音寺町 55-1 四国ゴルフ連盟事務局宛
12. 申 込 締 切 日： 6月10日(火) 正午までにSGU事務局へ必着のこと。
締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。
13. 参 加 料： 5,000 円
注1:申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。
(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)
注2:締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料(銀行振込手数料等)は申込者の負担とする。
14. 個人情報に関する： 参加希望者は、参加申込みに際し、「四国女子シニアゴルフ選手権競技参加申込書」により、四国ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。
同意内容
(1)四国女子シニアゴルフ選手権競技の参加資格の審査。
(2)本競技の開催および運営に関する業務。
これには、参加者に対する競技関係書類の発送や関係機関(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。
(3)新型コロナウイルス感染症関連で関係医療機関等への住所、氏名、電話番号の公表。
(4)この申込書による参加者の個人情報と、本競技における競技結果の記録の保存、ならびに本競技終了後において必要に応じ、そのうち参加申込書に記載の公表事項の適宜の方法による公表。
15. 肖像権に関する： 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技に関して、報道、広報のため、あるいは四国ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物にかかる競技者の肖像権を四国ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。
同意内容
16. 練 習 日： 土曜、日曜、祝日を除き開催コースの指定する日とし競技会の当日及び前2回に限り会員並み扱いとする。
但し、所属倶楽部または連盟にエントリーを済ませた者に限ることとし、予約は必ず所属倶楽部を通して申し込むこと。
- 付記： ① 本競技上位者5名(シード選手を除く)に、第32回日本女子シニアゴルフ選手権競技(10月30日～31日 岐阜県岐阜関カントリー倶楽部)への参加資格を付与する。
② 本競技上位者で次の年齢制限に該当する者5名に第2回日本女子グランドシニア選手権競技(11月6日～11月7日兵庫県 千刈カンツリー倶楽部)への参加資格を付与する。
「昭和40年(1965年)12月31日以前に誕生の女子アマチュアゴルファー(出生時)」
※本競技において上記2大会の出場資格を取得した後、その出場を取りやめた場合、次位の選手に出場資格を付与する。
注:上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要な他の参加資格を満たすことを条件とする。